

## 敬老大会開催の

### お知らせ

9月15日(日)午前10時から、神崎ふれあいプラザにおいて敬老大会を開催いたします。

この大会は、70歳以上の方々や人生の節目の年(百歳、米寿、喜寿)を迎えられた方をご招待し、祝賀式典を行います。

また、式典後にはお馴染みの佐原ウインドアンサンブルによる吹奏楽演奏、歌手近江綾さんの歌謡ショーなど楽しんで頂ける催しを行います。



皆さまお誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

お問い合わせは、保健福祉課  
福祉係 72 1 6 0 3

## 「(仮称)道の駅

### 発酵の里(こうざき)への

### 農産物出荷希望者募集

神崎町では、現在建設中の圏央道(仮称)神崎インター隣接地に「道の駅」を平成27年の完成を目指して計画しております。

道の駅では少量多品種の農産物の品揃えが必要であり、今まで農家より希望調査をして参りましたが、まだまだ不足しておりますので、農産物等の出荷を希望される方の募集を

行います。

町では、希望者を集めての栽培研修も検討しておりますので、定年退職後の健康維持を兼ねて野菜づくりはいかがですか。

希望される方は、神崎町まちづくり課産業係 72 2 1 1 4まで連絡下さい。



## 農地転用するときは、 手続きが必要ですよ！

農地は無断で転用できません！  
田・畑等の農地を住宅や倉庫・資材置場・駐車場など農地以外の用途にする場合は、農地法の許可や届出が必要です。

農地転用が許可制となっている理由は？

優良な農地を確保し、農業生産力を維持していくためです。計画的な土地利用を図り、妥当な位置で最小

限の面積の農地転用であることが必要です。

農地の所有者を含め違反転用者には厳しい措置がとられます。

農業委員会が工事の中止等を指示し、もとの農地に還元させることがあります。また、違反者には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)に処せられることがあります。

違反転用を発見したら、神崎町農業委員会 72 2 1 1 4へ。

## 平成25年秋の

### 全国交通安全運動期間

運動期間

9月21日(土)～30日(月)

までの10日間

交通事故死ゼロを

目指す日

9月30日(月)

